

教第67号議案

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について
神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月30日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

理由

令和8年度組織改正等に伴い、改正が必要であるため。

組織改正等に伴う、規則・訓令甲の改正について

1. 概要

組織改正等に伴い必要な各種規則及び訓令甲の改正を行う。

2. 改正する規則

	規則名	改正概要
①	神戸市教育委員会事務局組織規則	<ul style="list-style-type: none">・組織改正に伴う課名及び所管事務の変更を反映・学校法務専門官等の名称・配置・職務に関する記載を変更・児童生徒課の所掌事務にコベカツを追記・室に関連する記載を削除・その他必要な改正
②	教育機関の組織に関する規則	<ul style="list-style-type: none">・神出自然教育園の所管を変更
③	神戸市教育委員会職員職名規則	<ul style="list-style-type: none">・学校法務専門官の名称を変更・補職名および職種名が実態に合うよう整理

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則
(教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 1 条 神戸市教育委員会事務局組織規則(昭和33年4月教育委員会規則第3号)
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第17条第2項の規定に基づき、神戸市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織は、次のとおりとする。		第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第17条第2項の規定に基づき、神戸市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織は、次のとおりとする。	
課	係	課及び課に相当する室	係
教育総務課	総務係 監理係 政策係 共創推進係	監理室	監理係
		総務課	総務係 政策係

[略]	[略]
教職員給与課	福利係 給与支給係 労務制度係 健康推進係
[略]	[略]

第2条 組織の事務を主管する者として、事務局に事務局長及び教育次長を、部に部長を、課に課長を、係に係長を置く。

2 事務局に地区統括官及び教育法務監理官を置く。

3 事務局に局長、副局長、部長、課長を、部に課長、係長を、課に係長、総括班長、調査役、専門役を置くことができる。

4～6 [略]

7 教育法務監理官は、上司の命を受け、コンプライアンスの推進及び法務に関する施策の推進等を行う。

8 部長及び課長は、上司の命を受け、部又は課に属する事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

9 [略]

[略]	[略]
教職員給与課	福利係 給与支給係 労務制度係
[略]	[略]

第2条 事務局に事務局長、教育次長、副局長及び地区統括官を、部に部長を、課に課長を、課に相当する室に課に相当する室長を、係に係長を置く。

2 課内室に課内室長を置く。

3 監理室及び児童生徒課に学校法務専門官を置く。

4 事務局に局長、部長、課長を、部に課長、係長を、課、課に相当する室及び課内室に係長、総括班長、調査役、専門役を置くことができる。

5～7 [略]

8 部長、課長、課に相当する室長及び課内室長は、上司の命を受け、部、課、課に相当する室又は課内室に属する事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

9 [略]

10～12 [略]

第3条 課に指導主事を置くことができる。

第4条 教育総務課に社会教育主事を置く。

2 [略]

第5条 前3条に定める者のほか、課に事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前項の職員の係への配置は、課長が命ずる。

第6条 事務局長及び教育次長に事故があるときは、所管の局長、副局長又は部長が、その事務を、代理又は代決し、事務局長及び教育次長が欠けたときは、副局長又は教育委員会があらかじめ指定する職員が、その事務を代理する。

2 [略]

3 課長に事故があるときは、所管の係長がその事務を代決する。

第7条 教育総務課は、次の事務を分

10 学校法務専門官は、上司の命を受け、法務に関する指導、助言等を行う。

11～13 [略]

第3条 課、課に相当する室及び課内室に指導主事を置く。

第4条 総務課に社会教育主事を置く。

2 [略]

第5条 前4条に定める者のほか、課、課に相当する室及び課内室に事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前項の職員の係への配置は、課長及び課に相当する室長が命ずる。

第6条 事務局長及び教育次長に事故あるときは、所管の局長、副局長又は部長が、その事務を、代理又は代決し、事務局長及び教育次長が欠けたときは、副局長又は教育委員会があらかじめ指定する職員が、その事務を代理する。

2 [略]

3 課長、課に相当する室長に事故があるときは、所管の係長がその事務を代決する。

第7条 監理室は、次の事務を分掌す

掌する。

(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

(2) 事務局内における学校園の指導、支援に係る業務の連絡及び調整に関すること。

(3) コンプライアンスの推進に関すること。

(4) 重大事態・事故の初動対応に関すること。

(5) 教育関係法規の調査、研究及び条例、規則その他の規程の制定、改廃に関すること。

(6) 争訟の総括に関すること。

(7) 広報及び広聴に関すること。

(8) 教育委員会の会議及び教育委員に関すること。

(9) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。

(10) 教育委員会に係る特定の調査、重要施策の企画立案、調整及び研究に関すること。

(11) 教育に係る調査統計に関すること。

る。

(1) 事務局内における学校園の指導、支援に係る業務の連絡及び調整に関すること。

(2) コンプライアンスの推進に関すること。

(3) 重大事態・事故の初動対応に関すること。

(4) 教育委員会の会議及び教育委員に関すること。

(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。

(6) 教育委員会の特命による重要事項の推進に関すること。

(12) 法第 26 条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(13) 学校運営協議会及び地域学校協働活動に関すること。

(14) 学校施設開放に関すること。

(15) 社会教育に関する諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること。

(16) PTA に関すること。

(17) 教育委員会の特命による重要事項の推進に関すること。

第 8 条 削除

第 8 条 総務課は、次の事務を分掌する。

(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

(2) 教育関係法規の調査、研究及び条例、規則その他の規程の制定、改廃に関すること。

(3) 争訟の総括に関すること。

(4) 広報及び広聴に関すること。

(5) 教育委員会に係る特定の調査、重要施策の企画立案、調整及び研究に関すること。

(6) 教育に係る調査統計に関すること。

(7) 法第 26 条に規定する教育に関

第9条 教職員人事課は、次の事務を分掌する。

(1)～(6) [略]

(7) 学校職員の働き方改革の推進に関すること。

第10条 教職員給与課は、次の事務を分掌する。

(1)～(7) [略]

第14条 学びの推進課は、次の事務を分掌する。

(1)～(14) [略]

(15) 神出自然教育園に関すること。

(16) [略]

第16条 児童生徒課は、次の事務を分掌する。

する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(8) 学校運営協議会及び地域学校協働活動に関すること。

(9) 学校施設開放に関すること。

(10) 社会教育に関する諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること。

(11) 神出自然教育園に関すること。

第9条 教職員人事課は、次の事務を分掌する。

(1)～(6) [略]

第10条 教職員給与課は、次の事務を分掌する。

(1)～(7) [略]

(8) 事務局及び学校園の働き方改革の推進に関すること。

第14条 学びの推進課は、次の事務を分掌する。

(1)～(14) [略]

(15) PTAに関すること。

(16) [略]

第16条 児童生徒課は、次の事務を分掌する。

(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
<u>(4) コベカツに関すること。</u>	
<u>(5)～(7) [略]</u>	<u>(4)～(6) [略]</u>

(教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第2条 教育機関の組織に関する規則（昭和41年4月教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
(教育機関の分類・職制)				(教育機関の分類・職制)			
第2条 教育機関は、これを次のように分類し、次のように職制を定める。				第2条 教育機関は、これを次のように分類し、次のように職制を定める。			
類別	所管	教育機関	職制	類別	所管	教育機関	職制
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第4類	健康教育課	北学校給食共同調理場	場長	第4類	総務課	神出自然教育園	園長
		第一学校給食センター	—			健康教育課	北学校給食共同調理場
		第二学校給食センター	—		第一学校給食センター		—
	学びの推進課	神出自然教育園	園長		第二学校給食センター	—	

(教育委員会職員職名規則の一部改正)

第3条 神戸市教育委員会職員職名規則(昭和27年5月教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>別表第1 (第4条第1項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">補職名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> 事務局長、教育次長、局長、副局長、地区統括官、部長、所長、課長、副所長、教育法務監理官、係長、園長 </td> <td style="border: 2px solid black;"> 事務職員、技術職員、教員 </td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> 事務長、場長、総括班長、調査役、専門役 </td> <td style="border: 2px solid black;"> 事務職員、技術職員 </td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> 統括官、専門官、総括主幹 教諭 </td> <td style="border: 2px solid black;"> 教員 </td> </tr> </tbody> </table>	補職名	職名	事務局長、教育次長、局長、副局長、地区統括官、部長、所長、課長、副所長、教育法務監理官、係長、園長	事務職員、技術職員、教員	事務長、場長、総括班長、調査役、専門役	事務職員、技術職員	統括官、専門官、総括主幹 教諭	教員	<p>別表第1 (第4条第1項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">補職名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> 事務局長、教育次長、局長、副局長、地区統括官、部長、所長、課長、室長、学校法務専門官、係長、総括班長、調査役、専門役、統括官、専門官、総括主幹 教諭 </td> <td style="border: 2px solid black;"> 事務職員、技術職員、教員 </td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> 事務長、館長、場長、園長、副館長、副所長 </td> <td style="border: 2px solid black;"> 事務職員、技術職員 </td> </tr> </tbody> </table>	補職名	職名	事務局長、教育次長、局長、副局長、地区統括官、部長、所長、課長、室長、学校法務専門官、係長、総括班長、調査役、専門役、統括官、専門官、総括主幹 教諭	事務職員、技術職員、教員	事務長、館長、場長、園長、副館長、副所長	事務職員、技術職員
補職名	職名														
事務局長、教育次長、局長、副局長、地区統括官、部長、所長、課長、副所長、教育法務監理官、係長、園長	事務職員、技術職員、教員														
事務長、場長、総括班長、調査役、専門役	事務職員、技術職員														
統括官、専門官、総括主幹 教諭	教員														
補職名	職名														
事務局長、教育次長、局長、副局長、地区統括官、部長、所長、課長、室長、学校法務専門官、係長、総括班長、調査役、専門役、統括官、専門官、総括主幹 教諭	事務職員、技術職員、教員														
事務長、館長、場長、園長、副館長、副所長	事務職員、技術職員														
<p>別表第2 (第4条第2項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 80%; text-align: center;">職種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> 事務職員 に属する </td> <td style="border: 2px solid black;"> 指導主事、社会教育主事、司書、学芸員、司書補、障 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	職種名	事務職員 に属する	指導主事、社会教育主事、司書、学芸員、司書補、障	<p>別表第2 (第4条第2項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 80%; text-align: center;">職種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> 事務職員 に属する </td> <td style="border: 2px solid black;"> 指導主事、社会教育主事、司書、学芸員、司書補、障 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	職種名	事務職員 に属する	指導主事、社会教育主事、司書、学芸員、司書補、障						
区分	職種名														
事務職員 に属する	指導主事、社会教育主事、司書、学芸員、司書補、障														
区分	職種名														
事務職員 に属する	指導主事、社会教育主事、司書、学芸員、司書補、障														

もの	害児教育支援専門員	もの	害児教育支援専門員、 <u>学校事務指導担当主事</u>
技術職員に属するもの	指導主事、 <u>医師</u> 、管理栄養士、 <u>栄養士</u> 、 <u>保健師</u> 、看護師、自動車運転手、管理員、施設管理員、調理士、調理員その他本項列記各職種の助手	技術職員に属するもの	指導主事、 <u>養護技術員</u> 、管理栄養士、 <u>栄養士</u> 、看護師、 <u>実習技術員</u> 、自動車運転手、 <u>汽かん士</u> 、 <u>電工</u> 、 <u>造園手</u> 、 <u>機械操作手</u> 、管理員、施設管理員、 <u>農場手</u> 、調理士、 <u>グラウンド整備員</u> 、 <u>作業員</u> 、 <u>管理員助手</u> 、調理員その他本項列記各職種の助手
教員に属するもの	指導主事、社会教育主事	教員に属するもの	指導主事、 <u>指導員</u> 、社会教育主事
		実習助手に属するもの	指導員

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。